

広島県告示第千四十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県東広島地域事務所建設局において、平成十九年十一月五日までの間、縦覧に供する。

平成十九年十月二十二日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

三七五号

三 道路の区域

区 間		新旧 の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
新	旧				
東広島市西条町馬木二二八七番地先から 東広島市西条町馬木二九一番地先まで			三八・五〇 四七・三〇	五〇・〇〇	
			三六・三〇 四三・一〇	五〇・〇〇	幅員減少